

事業計画

令和5年度

〔
自2023年 4月 1日
至2024年 3月31日
〕

事業計画

目次

一、経営対策	2
二、広報対策	2
三、労務対策	4
四、交通事故防止対策	5
五、環境・車両資材対策	9
六、乗務員指導対策	11
七、ハイヤー対策	14
八、ケア輸送対策	15
九、総務対策	16
十、適正化事業実施機関	17
十一、タクシー活性化プロジェクトチームの活動	17
十二、新卒・女性ドライバー採用プロジェクトチームの活動	18
十三、女性タクシー経営者の会の活動	18

令和5年度事業計画

我が国経済は、コロナ禍による長期の停滞から、ようやく社会経済活動の正常化が進みつつあり、緩やかな持ち直しが続いています。その一方で、ロシアのウクライナへの軍事侵攻による世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融引締め等による世界的な景気後退懸念など、我が国経済を取り巻く環境は厳しさを増しています。

ハイヤー・タクシー業界においても、需要はほぼコロナ禍前の水準まで戻っており、特に特別区・武三交通圏においては昨年11月、15年振りとなる待望の運賃改定が実施されました。しかも14.24%という大きな改定率からお客様の乗控えの懸念もありましたが、特にそのような動きもなく、乗務員1人当たりの営業収入は増加しています。また、多摩地区においても再度の運賃改定要請による審査が始まっており、ようやく明るい兆しが見えてきました。

しかしながら、コロナ禍によってこれまでに都内で働く乗務員の約2割、1万人が流出し、供給不足によりタクシーが利用しにくくなったといった問題も生じています。このような状況が持続すれば、ライドシェア解禁の再燃やmobi等の新たなモビリティ導入など、タクシー事業の経営基盤を揺るがす事態も懸念されます。このため、人材確保に最大限の努力を傾注するとともに、デジタルトランスフォーメーション（DX）やカーボンニュートラル（GX）の推進、交通事故防止、タクシーサービスのさらなる向上などの取組が求められています。また、自動車運転業務について令和6年4月から、時間外労働の罰則による上限規制及び改正改善基準告示が適用されるため、本年度中に所要の準備を進めなければなりません。

コロナ禍を経て、人々の暮らしが大きく変化しました。この間、タクシーは、エッセンシャルワーカーとして地域社会への貢献と非常時における緊急輸送手段として大きな役割を果たしてきました。また、これからも機動性の高い公共交通機関としての使命を果たしていかなければなりません。加えて今後、法令改正、人材確保難、技術革新、コスト構造の変化、求められるサービスの高度化などタクシー事業を取り巻く環境が激変している中で、最適な進化を遂げていく必要があります。

これら諸情勢を踏まえ、今般、13の対策、活動等からなる当協会の令和5年度事業計画を以下のとおり作成しました。会員各位、関係方面のご理解ご協力を賜りつつ各専門委員会連携の下、積極的に事業を推進してまいります。

一、経営対策

本年1月より要請開始となった多摩地区の運賃改定早期実現に向け適切に対応していくことに加え、ライドシェアの参入問題やサブスクリプションを利用した新たな乗合輸送サービスなどによるタクシーへの影響、さらにはウィズコロナの状況下での需要動向への対応や乗務員不足など、厳しい経営環境を鑑みつつ、輸送の安全確保と利用者利便の向上を念頭にタクシー事業の活性化を図りながら、次の事業を推進する。

1. 本年1月に要請開始となった多摩地区における運賃改定の早期実施に向けて必要となる各種手続きに積極的に対応する。
2. 特別武三地区の運賃改定後の輸送実績の把握に努めるとともに、関係機関及び関連委員会との連携、情報共有のもと、問題点や課題についてのフォローアップに取り組む。
3. 地域の抱える交通問題やニーズの変化に柔軟に対応すべく、自治体と緊密に連携し情報把握に努める。特にサブスクリプションを始めとする新たな輸送サービスについては、地域公共交通会議等に積極的に参加し情報を共有するとともに、タクシーサービスの活用による問題解決に向け適切に対応する。
4. 今後導入が予定されているダイナミックプライシングなどの新制度や、これまで導入された事前確定運賃や相乗り、一括定額運賃制度の課題や問題点について調査研究を行う。
5. 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法）による特定地域等の指定基準等をはじめとする行政からの諸施策について、関連委員会とともに引き続き適切に対応する。
6. 会員事業者の経営諸資料及び各種輸送実績資料等について、収集すべき資料の見直しやそれに対応した新たなWeb入力システムの導入について調査検討する。併せて、タクシーの収入及び原価の分析や需要動向を取り纏めた経営分析についても、現状を踏まえて内容の見直しを行うとともに、行政によるタクシー事業の取組み課題等について情報共有を行う。

二、広報対策

業界として取り組んでいる活性化策やウィズコロナを見据えた業界の感染防止対策、多摩地区の運賃改定が予定される中、今後も利用者に対し、より一層安全で安心なタクシーを広報していくことが重要な課題となっている現状を踏まえ、広報委員会として積極的な広報活動を通じて世論に訴えるとともに、会員事業者への広報にも努めていくための諸対策を次のとおり推進する。

1. 公共交通機関として業界が取り組むウィズコロナを見据えた今後の感染防止対策について、利用者などに対する安全で安心なタクシーの情報提供に努める。
2. 多摩地区の円滑な新運賃の実施に向けて、利用者に対するリーフレット等やインターネットメディア等を活用し、周知に努める。
3. 乗務員に向けたダイレクトな情報提供を行う「東タク協公式 LINE アカウント」の適切な運用、維持管理を行うとともに、関連委員会と連携し、有益な各種情報の提供や乗務員の「友だち登録者」の利用促進に向けて、ポスター、ホームページ等を活用した広報活動に努める。
4. 「東京のタクシー」などを定期的に発刊、活用し、タクシーのイメージアップに繋がる情報提供に努めるとともに、8月5日「タクシーの日」に由来した広報キャンペーン活動を検討する。またライドシェア問題をはじめとする業界が抱える諸問題について、正確・詳細な情報提供に努める。
5. 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌等からの取材に協力し、「東京のタクシー」などの関係資料を提供するとともに、関係官庁記者クラブ等に対してもプレスリリースを配布し業界の現状について理解を得るための広報に努める。
6. タクシーの機動性を生かした災害情報を提供する「タクシー防災レポート車」のこれまでのCSR活動を踏まえ、関係機関(ニッポン放送、TBS ラジオ及び東京都)と協議を行い、今後のあり方について検討する。
7. 警視庁や東京都など関係機関と連携して「こども」を犯罪から守るための「タクシーこども110番」制度を継続して実施しつつ、より効果的な周知方法を検討する。またドライブレコーダーを使用した「タックン防犯情報システム」について、治安維持に努めるための広報活動を継続して実施する。
8. スピーディーでタイムリーな情報発信を可能とするインターネットメディア(ホームページ、T's life など)を活用し、乗務員採用に向けた業界の取組や観光客の多様なニーズに対応した「東京観光タクシー」「UD タクシー」など、利用者及びマスコミ関係などに対する情報提供に努める。
9. 羽田空港国内線及び国際線を利用する邦人・外国人利用者に対し「羽田空港定額運賃」や「指差し外国語シート」を利用した乗務員サービスのレベル向上と接客向上に努める。
10. タクシー利用のお客様の声を直接伺い、今後の利用者サービスに反映させる「エコーカード」や年1回実施する「1万人アンケート調査」により、タクシーへの意見・要望や利用動向を継続して把握し、サービスの向上に努める。

三、労務対策

令和5年度においては、コロナ禍を経て乗務員不足の影響が顕在化する中、エネルギー価格や物価高騰などにより厳しい経営環境の下、会員における良好な労使関係の維持及び適切な労務管理による健全な企業経営の確立に資するとともに、引き続き順次適用されている働き方改革関連法の対応に取り組むため、次の事項を中心に積極的な事業運営を図る。

1. 「タクシー事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」に基づいた労働生産性の向上、多様な人材の確保・育成、長時間労働などに関する改善事例の収集、会員が活用できる資料の作成・周知、同プランの進捗状況調査の実施などにより、アクションプランの達成の支援に努める。

2. 厳しい人材確保難の中、国土交通省の「働きやすい職場認証制度」、「女性ドライバー応援企業認定制度」などの普及促進に取り組み、若年労働者、女性ドライバーの採用拡大と定着を進める。

また、厚生労働省の「ハローワークにおける運輸業人材確保対策」、「ハイヤー・タクシー業高齢者の活躍に向けたガイドライン」（令和2年9月・全国ハイヤー・タクシー連合会策定）、「東京しごと財団の助成による人材確保支援事業」、「令和4年度第2次補正予算による人材確保・育成に係る補助事業」等を活用し、あらゆる年代のドライバーの確保に努める。

さらに、改正道路交通法による2種免許受験資格の緩和（普通免許等取得1年以上・満19歳以上）を受け、高校・専門学校卒業生等の若年層を中心にPRを図り、乗務員不足の解消を支援するとともに、パート乗務員等新たな働き方の検討等により供給不足の解消に努める。

加えて、広報委員会等と連携し、業界のイメージアップに向け、タクシーの新しいサービス、若者、女性、高齢ドライバーなどの活躍及び働く環境の整備などについて情報を発信する。

3. 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準告示」という。）については、令和4年12月23日告示改正され、同6年4月1日施行が予定されていることから、「労務管理小委員会」での検討事項等を踏まえ、改正内容について会員に周知を図るとともに、適宜説明会等を開催し、理解の促進を図る。

4. 改正労働基準法、最低賃金法等労働関係法令の遵守の周知を図るとともに、労働時間管理等の適正化、乗務員負担制度の見直し、積算歩合給制への移行等による累進歩合給制の廃止、短時間労働者への社会保険適用拡大への対応、新たに生ずる労務問題の対応等労務管理の適正化のための支援を行う。

5. ハイヤー・タクシー業の令和4年の労働災害（東京労働局・速報値）については休業災害は555件（交通事故234件、転倒71件。昨年は395件）と4割増加し、死亡災害は

1 件発生（昨年は2件）していることから、労働災害の防止のため、交通事故防止委員会と連携し取り組み、交通労働災害防止ガイドライン及び転倒災害防止対策等の一層の周知に努める。

また、感染症対策の見直しや視野障害対策等を含む健康管理の確実な実施や、過重労働による健康障害防止が図られるよう法令等周知に努める。

さらに、乗務員に対する安全配慮義務を踏まえ、東京タクシー防犯協力会と連携しつつ、タクシー強盗などの防犯対策の推進に努める。

6. 昨年度、労務委員会内に設置した労務管理小委員会において、令和5年4月からの月60時間を超える割増賃金率50%以上への引き上げ、令和6年4月からの自動車運転業務に係る時間外労働の上限規制及び新改善基準告示の解説並びにタクシー事業における労働時間管理、賃金制度等をめぐる直面する労務課題について検討した結果を書籍化し、会員への周知を図る。

7. 協会会員を主たる構成員とし、労務管理水準の向上を図る等の目的で自主的に組織・運営されている各ハイタク労務研究会等に対し、活動の充実が図られるよう支援する。

四、交通事故防止対策

「事業用自動車総合安全プラン 2025」に基づき策定された「東京のハイタク事業における総合安全プラン 2025」の達成に向け、関係する機関及び団体との連携の強化を一層推進し、次の交通事故防止の諸対策を推進する。

1. 交通事故防止対策の推進

(1) 事故削減目標

2025年までに別添記載の「東京のハイタク事業における総合安全プラン 2025」に掲げた交通事故削減目標を段階的に達成するため、令和5年度は、以下の削減目標の達成を目指す。

- ①死者数（一当） ゼロ
- ②飲酒運転 ゼロ
- ③覚せい剤・危険ドラッグ等薬物使用運転 ゼロ
- ④重傷者数(一当) 59人以下
- ⑤人身事故件数(一当) 1,608件以下
- ⑥出会い頭衝突事故件数(一当) 254件以下

(2) 毎月5日の「タクシー事故ゼロの日」、8日の「二輪車・自転車安全日」及び10日の「交通安全日」を継続して推進し、年間「交通死亡事故ゼロ運動」を展開する。

(3) 出会い頭による衝突事故は、相手方当事者が自転車及び二輪車の場合が圧倒的に多いため、このことを踏まえ、以下の方法により発生件数を減少させ、副次効果として重傷者数の減少につなげる。

○法定・指定速度の厳守と生活道路における速度の抑制

- 優先道路走行時における自転車や歩行者の飛び出しを想定した危険予測運転の励行
 - 交差点右左折時における前方、左右及び後方の確認による横断歩行者と自転車の安全確保の徹底
 - 二段階停止及び徐行の励行による見通しの悪い交差点通過時における安全確認の徹底
 - 信号表示の変わり目時における「見切り発車と後追い行動」意識の払拭
 - 「驕り・怒り・焦り・疲れ」を抱かない余裕のある運転
 - 「慌てて行動しない」、「必ず人や車がいる」、「相手は避けない、止まらない」ことを意識した危険予測運転の励行
- (4) 夜間における歩行者の信号無視や横断禁止場所横断等の事故防止及び深夜帯等における路上寝込み者等の轢過事故防止対策を図るため、制限速度の遵守と前方左右の安全確認のほか、車間距離の保持、早めのライト点灯とこまめなハイビーム・ロービームの切り替えの励行、道路環境等に応じた危険予測運転など、各種安全対策を徹底する。
 - (5) 全国的に道路横断中における歩行者の死亡事故の発生割合が高いため、特に、信号機が無い横断歩道手前における減速と横断中及び横断開始前の歩行者優先を徹底する。
 - (6) 乗務員はもとより、お客様に対する正しいシートベルトの着用を推進する。
 - (7) 東京駅周辺、羽田空港周辺、六本木、銀座、赤坂、新橋、新宿、渋谷等の繁華街における安全確認の不徹底を原因とする交通事故が多発しているため、これらの地域での円滑な交通に大きな支障を来していることから、進路変更及びドアの開放時等における確実な安全確認を徹底し、交通事故多発地域における交通事故防止に努める。
 - (8) 首都高速道路走行時における法定・指定速度の遵守及び車間距離の十分な保持と道路工事等に伴う作業に関する情報の把握に努めるとともに、道路環境に応じた危険予測運転を励行するなど、交通事故防止に努める。
 - (9) 降積雪時における冬用タイヤの全車輪装着及びタイヤチェーンの装着等によるスリップ事故や立ち往生事案の防止対策を推進する。
 - (10) 春・秋の全国交通安全運動、夏季の交通事故をゼロにする運動、夏季・年末年始の輸送安全総点検及びTOKYO交通安全キャンペーンの効果的な推進を図る。
 - (11) 運行管理者等を対象とした事故防止責任者講習会を東京ハイヤー・タクシー交通共済協同組合と合同で開催するとともに、全国交通安全運動における東京都の交通事故防止対策スローガンである「世界一の交通安全都市 TOKYO を目指して」を周知させるとともに、「心でやろう大作戦」を引き続き展開する。

また、春・秋の全国交通安全運動並びに年末年始輸送等安全総点検の実施期間中に、東京ハイヤー・タクシー交通共済協同組合及び東京都個人タクシー協会と連携して、都内の主要駅タクシー乗り場において、シートベルトの調査指導及び乗務員に対する事故防止啓蒙活動を実施するなど、乗務員の事故防止意識の高揚を図る。

2. 感染症対策の実施による安全な輸送体制の確保

事業者、管理者及び乗務員を含む従業員が、通常業務において新型コロナウイルス感染拡大防止対策を引き続き継続するとともに、日々の健康チェックやマスクの着用、

うがい・手洗いの励行、車内換気と適宜車内消毒をするなど、エッセンシャルワーカーとしての役割を全うする。

3. 関東地域事業用自動車安全対策会議及び関東運輸局タクシー事故防止対策検討会への参画

本年度も引き続き、関東地区の事故件数削減に向けた方策の検討を進め、必要かつ有用な情報を会員事業者等に周知する。

4. 関係機関等との連携

- (1) 警視庁交通部が主催するセーフティードライブ・コンテストや高齢タクシードライバー交通安全教室への積極的な参加を推進する。
- (2) 関係機関及び団体と連携し、追突、出会い頭、対歩行者・自転車・二輪車との事故削減方策を考究する。
- (3) 他の専門委員会との連携により、運行管理の高度化機器（デジタル式運行記録計、映像型ドライブレコーダー、遠隔点呼用 IT 機器等）の安全に資するための活用や高齢ドライバーの事故防止対策として、「セーフティサポートカーS」の導入を推進する。
- (4) タクシー乗務員の安全確保のため、乗務員指導委員会及び東京タクシー防犯協力会等との連携を密にして、自主防犯体制の充実を図るとともに、警察当局等が実施する防犯及び捜査活動等に積極的に協力する。
- (5) 健康起因事故を防止するため、国土交通省のガイドライン（SAS、脳疾患、心臓疾患・大血管疾患）の活用及び危険な要因を有する乗務員に対する検診等の実施を推進する。
加えて、国土交通省が令和3年度から眼科検診の普及に向けたモデル事業を実施していることから、事業の趣旨をよく理解したうえで、乗務員の視野障害に関する運転リスクを周知し、眼科検診の受診を奨励する。
- (6) 国土交通省自動車局が、平成30年9月に策定した「自動運転車の安全技術ガイドライン」に基づく自動運転の実用化に関する進捗状況に注視しつつ、必要な情報の共有に努める。

5. LINE（ライン）を活用した有益な情報の発信と浸透

会員事業者に対する「ホットラインメール」や「会員専用ホームページ」等を用いたハイタク業界における関係行政機関及び団体からの伝達事項等の情報提供に加え、昨年11月より東タク協公式 LINE アカウントを開設したことに伴い、交通規制及びタクシー乗り場の情報のほか、交通事故の発生や事故防止対策等の交通安全に関する情報や防犯情報等、会員事業者に所属する乗務員にとって有益な情報を迅速かつダイレクトに発信するとともに、LINE への友だち登録を広く啓発することにより、登録者の拡大と情報の浸透を図る。

6. 出庫前及び帰庫後の点呼等の確実な実施

運行管理者等は、無免許運転、飲酒運転、覚せい剤・危険ドラッグ等薬物使用運転、過労運転の有無に加え、睡眠不足等の影響により安全な運転ができないおそれの有無に

についても確認を徹底し、悪質かつ危険な運転の絶無を期するとともに、アルコール検知器の使用による出庫前及び帰庫後の点呼等を徹底する。

また、「事業用自動車総合安全プラン 2025」に基づき、ICT を活用した高度な運行管理を実現するため、IT 点呼（遠隔及び自動点呼）の導入を推奨する。

7. 運輸安全マネジメントへの取組み

社内全体に輸送の安全確保を基本とした安全風土と安全文化の気運を醸成するとともに、運輸の安全に資する PDCA サイクルを意識した業務を推進することにより、交通事故の削減を推進する。

8. 大地震や風水害発生時における自然災害への対応能力の向上と輸送の安全確保の実現

令和3年8月に総務委員会において策定した「風水害に備えたタクシー運行業務のあり方」の活用による自然災害対応力の向上と輸送の安全確保を実現する。

また、風水害等の発生により安全な運行の阻害が予想される場合は、関係行政機関からの情報収集を積極的に行うとともに、リアルタイムによる情報の提供に努め、被害が予想される危険地域の周知を図る。

9. 各種社内研修等の推進

(1) 事故分析に基づく対策

- ① 交通事故総量抑制対策として、タクシー事故の特徴である「出会い頭事故」及び「追突事故」防止対策を重点的に推進する。
- ② 空車時の事故発生件数が実車時の事故発生件数の約3倍であることから、空車走行時の安全確認の励行について、日頃の指示及び指導を特に徹底する。
- ③ 死亡事故抑止対策として、
 - ・ 信号無視を含めた道路横断中の歩行者との事故、路上寝込み者の轢過事故」防止対策
 - ・ 首都高速道路における速度超過、車間距離の不保持、道路工事等の道路環境の未把握による事故防止対策
 - ・ 「あおり運転」の加害者や被害者にならないための教養及び予防対策
 - ・ 「対自転車・二輪車事故」防止対策を重点的に推進する。

(2) 各種社内研修等の推進

- ① 「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」、タクシー乗務員必携の「タクシー乗務員安全運転のしおり」、「危険ドラッグ撲滅のために」等を活用した乗務員教育の徹底を図る。
- ② ドライブレコーダーの映像を活用した危険予知トレーニング(KYT)及びヒヤリハット事例の共有のほか、デジタル式運行記録計を使用した運転状況の間診等による安全運行教育については運転者参加・体験・実践型で推進する。
- ③ ドアサービス、トランクサービス、車いす乗車対応等、車外活動時においても、「ながら運転」車両の接近等の際し、お客様を含めて危険回避ができるように、常に周囲の交通環境の把握に努めるよう注意を喚起する。

「東京のハイタク事業における総合安全プラン 2025」に掲げた交通事故削減目標

法人タクシーの年間交通事故削減目標		
死者数（一当）	ゼロ	
飲酒運転	ゼロ	
覚せい剤・危険ドラッグ等薬物使用運転	ゼロ	
2025年までに重傷者数（一当）		55人以下
2025年までに人身事故件数（一当）		1,500件以下
2025年までに出会い頭衝突事故件数（一当）		200件以下

五、環境・車両資材対策

本年度は、車両整備水準の向上を図る上で重要な役割を果たす整備管理者研修の資料について、内容の充実及び会員サービスの向上を図るとともに、昨年度に引き続きタクシーが一番安全・安心な公共交通機関であることを発信していくため、タクシー車両の「安全性の維持・向上」、「環境問題への貢献」、ウィズコロナ・アフターコロナ時代における「車内環境の改善・向上」など、環境・車両資材のあり方等について検討を進め、次の諸対策を推進する。

1. 今年度からの整備管理者研修資料作成について、当委員会に設置した以下の会議を中心に検討を進め、関東運輸局が開催する「ハイヤー・タクシー整備管理者研修資料検討委員会」へ参画するとともに、東京運輸支局が開催する整備管理者研修会（選任後）の講師派遣等に協力する。

(1) 整備管理者研修資料作成チーム会議

ハイタク専用の資料作成テーマ及び方向性を協議し、その結果に基づきワーキンググループで作成された資料案について協議する。

(構成メンバー: 担当副会長、委員長、副委員長、ワーキンググループ会議メンバー)

(2) 整備管理者研修資料作成ワーキンググループ会議

チーム会議にて協議された資料作成のテーマ、方向性に基づき、主要原稿作成と参考資料の収集等の作業をする。

(構成メンバー: チーム会議担当副委員長、整備管理者研修外部講師、副委員長各社より選任)

の整備管理者)

2. 当委員会内に設置した検討小委員会を中心として、以下の活動を行う。
 - (1) タクシー車両の安全性向上のため、最新の ASV を調査研究するとともに衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い時加速抑制装置、後席シートベルト非着用警報装置等の情報収集に努め、その有効性を検討し、機能の改善等について、自動車メーカー等に対し要望、提言等を行う。
 - (2) 車内外で使用する通信機器等（タクシーメーター（含ソフトメーター）、スーパーサイン、乗務員用タブレット、キャッシュレス決済機能及び多言語翻訳機能付お客様用タブレット等）の導入及び改善による訪日外国人旅行者等の利用者サービス向上のため、その機能等について調査・研究を行うとともに、国及び東京都の補助制度について情報を収集し、会員への展開を図る。
 - (3) 都内の法人タクシー車両の半数強を占めるトヨタ JPN TAXI の利便性・快適性の向上、車両構造の改善等について引き続き検討し、他委員会と連携しながら、自動車メーカー等に要望、提言等を行う。

また、他メーカーよりタクシーとしての使用を提案されている車両についての確認等を行う。
 - (4) 政府がこれまで感染法上の分類で2類であった新型コロナウイルス感染症が、本年5月8日に季節性インフルエンザと同類の「5類」へ引き下げられる方針を決定したところであるが、今後も国、東京都、自動車メーカー、大学や企業の研究機関等の取組や補助制度について、引き続き情報を収集・展開するとともに、最新の車内防犯カメラ等の情報を収集し、整備・普及を図る等タクシー車内環境の改善・向上を図るための関係各方面に要望、提言等を行う。
3. 自動車メーカー等が開発する自動運転車の開発状況について情報を収集し、会員への展開を図る。
4. 環境負荷の少ない LPG ハイブリッド車(LPG-HV)、プラグインハイブリッド車(PHV)、電気自動車(EV)、燃料電池車(FCV)等の電動車導入を促進するための情報を収集し展開するとともに、交通エコロジー・モビリティ財団の行うグリーン経営の認証取得のためのセミナー開催について周知を図る。
5. LPG 燃料等の急激な価格変動時における国の諸施策等に関する情報を収集するとともに燃料購入価格調査等を継続的に行いながら価格変動を注視し、必要に応じて会員への情報展開を図る。
6. 導入が進んでいるトヨタ JPN TAXI 等ハイブリッド車両は、従前の日常の点検方法等が異なることから、車両の安全を確保するため、各メーカー等から点検方法など車両情報を収集し会員へ展開する。

六、乗務員指導対策

「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づく地域計画で示されているタクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくりを推進するとともに、交通及び都市問題の改善等に努めるほか、乗務員の資質の更なる向上を実現するため、次の事業を推進する。

1. 繁華街やターミナル駅等の乗り場における交通秩序の維持

- (1) 六本木交差点、東京駅八重洲口（外堀通り）等の違法客待ち駐車等を防止するため、東京タクシーセンターと連携し、特別街頭指導等を実施することにより、効果的な対応を図る。
- (2) バスタ新宿の円滑な運用に資するため、ルールに従った適切な運用を推進する。
- (3) 関係機関や住民等からの通報によって、都内各所のバス停留所等における違法客待ち駐車等について、迅速かつ適切な対応を図る。

2. タクシー乗り場等の円滑な運用

- (1) 各優良タクシー乗り場の円滑な運用を図る。
- (2) 新型コロナウイルス感染状況を勘案した感染防止対策を継続するとともに、タクシー乗り場等におけるドアサービス、トランクサービス、挨拶の励行等、ホスピタリティの向上を図る。
- (3) 鉄道沿線乗り場での空車待ち状態を解消するため、事業者間、関係機関との情報共有を積極的に行い、利用者利便の向上を図る。
- (4) 短距離でも気持ちよく利用いただくための接客マナーの向上を図る。
- (5) 銀座乗禁地区及び付近への対応
 - ①首都高速道路土橋入口付近及び交詢社通り、新幸橋周辺等における不適正な乗車行為の防止を図る。
 - ②築地川第一駐車場を利用した銀座1号乗り場へのショットガンシステムの更新作業に関しては、関係機関等との協議を重ねるとともに、連携して適切な管理・運用に努める。
 - ③中央通り及び晴海通りにおける駐停車禁止場所での利用客の乗降等、法令違反の根絶を図る。
- (6) 羽田空港タクシー乗り場等の円滑な運用
 - ①羽田空港各タクシー乗り場における入構条件及び定額運賃の適切な運用について周知し、円滑な運用を図る。
 - ②羽田空港を利用する外国人旅行者に対するホスピタリティの向上に努める。

3. 再開発等に伴う暫定タクシー乗り場等の円滑な運営に向けた協議の推進

- (1) 新宿駅直近地区の再整備に伴う工事連絡会議及び品川駅西口周辺地区の整備事業に伴う西口 交通対策部会、渋谷駅街区土地区画整理事業等に伴う渋谷駅周辺交通対策協議会等に参画し、タクシー乗り場やタクシープールの変更及び設置等について、関係

機関と協議を進める。

- (2) 各乗り場への入路方法等について周知し、ルールを遵守させることにより、待機車両を確保するなど、利用者利便の向上を図る。

4. LINE（ライン）を活用した有益な情報の発信と浸透

会員事業者に対する「ホットラインメール」及び「会員専用ホームページ」等を用いたハイタク業界における関係行政機関及び団体からの伝達事項等の情報提供に加え、昨年11月より東タク協公式 LINE アカウントを開設したことに伴い、交通規制及びタクシー乗り場の情報のほか、交通事故の発生や事故防止対策等の交通安全に関する情報及び防犯情報等、会員事業者に所属する乗務員にとって有益な情報を迅速かつダイレクトに発信するとともに、LINE への友だち登録を広く啓発することにより、登録者の拡大と情報の浸透を図る。

5. 各種イベント等により影響を受ける道路環境等の事前把握と周知の徹底

東京マラソンやハロウィン、カウントダウン等に伴う交通規制に関して、会員事業者に所属する乗務員にとって有益な情報を事前に収集し、会員事業者に対する「ホットラインメール」及び「会員専用ホームページ」等を用いるほか、LINE 等を活用するなど、乗務員への周知を図り、安全な運行を確保する。

6. 感染症対策等に伴う安全確保と健康管理の徹底

- (1) 管理者及び乗務員を含む従業員が、通常業務において新型コロナウイルス感染拡大防止対策を引き続き継続するとともに、日々の健康チェックやマスクの着用、うがい・手洗いの励行、車内換気と適宜の車内消毒をするなど、安心してご利用いただける環境づくりに努め、エッセンシャルワーカーとしての役割を全うする。

- (2) 心臓疾患や脳疾患等をはじめとする健康起因事故を防止するため、国土交通省のガイドライン（SAS、脳疾患、心臓疾患・大血管疾患）に基づき、普段から乗務員の健康状態の変化の把握に努めるとともに、健康診断結果に異常が見られた場合や心身に不安な要因を有する乗務員に対しては、確実な検査等の受診を徹底させる。

また、国土交通省の「眼科検診の普及に向けたモデル事業」に伴い、事業の趣旨をよく理解しつつ、乗務員の視野障害に関する運転リスクを周知するとともに、眼科検診の受診を奨励する。

7. 良質な乗務員の確保と健全で魅力ある職場づくり

- (1) 安全運転や接客マナー等に定評があった乗務員を賞揚するなどにより、良質な乗務員の確保に努めるとともに、交通違反歴や乗客からの苦情が多い問題のある乗務員については、同業他社への転職が容易である現状を改善するため、運転者記録証明の活用を徹底する。

- (2) 安全で魅力ある職場を維持するため、従業員に対して交通法令の遵守及び交通事故防止に加え、薬物使用、暴行・傷害、わいせつ・ストーカー行為、窃盗等の犯罪を惹起させないための教養や指導に努める。

また、事業所内に「何でも聞ける、何でも言える」ようなコミュニケーションを醸成するため、出庫及び帰庫時の点呼だけでなく、あらゆる機会を通じて管理者と個々の乗務員との意思疎通を図ることにより、問題兆候への気づきに努めるなど、犯罪者を出さない職場環境づくりに努める。

8. 乗務員の法令及びマナー違反の根絶

- (1) 飲酒運転や薬物使用運転の根絶に向け、確実な出庫前点呼及び帰庫後点呼を実施して確認することにより、安全管理の徹底を図るほか、「あおり運転」等の悪質・危険な違反行為については、繰り返しの指導と教養を徹底し、その絶無を期す。
- (2) タクシー乗り場やタクシープール、調整待機所周辺等における喫煙並びに吸い殻やゴミの路上投棄の絶無を期すため、マナー向上対策及び法令や規則の遵守に関する指導の強化を図るとともに、環境美化運動を推進する。
特に、日枝神社外周道路及び住宅街等の駐(停)車禁止場所での待機や喫煙は、道路交通法違反に加え、東京都環境確保(アイドリングストップ)条例及び自治体による環境確保のための路上 喫煙禁止条例等に抵触することから、停車時間の長短に拘わらず、法令遵守の観点から当事者にさせないように留意する。
- (3) 配車アプリの普及やタブレット端末の整備等により、車載の電子・映像機器の多様化が図られているが、交通事故や法令違反を惹起させないため、運転中にこれらの機器を注視する、いわゆる「ながら運転」の防止教養を徹底し、その絶無を期す。
- (4) シートベルトの性能を発揮させ、乗務員の身体を守るためにも、シートベルト装着時には「クリップ止め等」をさせないように、出庫時における正しい装着を確認するほか、お客様に対するシートベルト装着の促しを徹底させることにより、後部座席を含めた全座席の適正な装着を実現させ、誰もが安心して利用できる車内空間を醸成する。

9. 大地震・風水害発生時におけるタクシー運行業務のあり方の浸透

- (1) 大地震発生時における乗務員の対処方法等について、「乗務員災害対応マニュアル」に基づき、乗務員に対する周知と浸透を図る。
- (2) 国土交通省の「運輸防災マネジメント指針」に基づき、東タク協総務委員会で策定した「風水害に備えたタクシー運行業務のあり方」により、事業者及び乗務員に対して、被災時における安全な対処要領の周知と浸透に努める。

10. 無線システムの有機的な活用

- (1) 無線従事者等に対する講習会を東京タクシー防犯協力会等と連携して実施する。
- (2) タクシー乗務員と無線基地局との緊密な連携によって、事件・事故発生時における警察への迅速な通報を実現し、事件解決に貢献するとともに、警察からの各種捜査協力要請に対しても、迅速に対応するなど、事件の早期解決への寄与に努める。

11. 防犯対策の一層の推進

乗務員や利用者の安全確保を図る見地から、随時、各種防犯設備の点検を実施するとともに、関係官庁及び東京タクシー防犯協力会と連携を図りつつ、LINE 等を活用した

情報発信を積極的に行うなど、タクシー防犯活動を強力に推進する。

特に、乗務員に対する防犯指導を強化することにより、安全な職場環境を醸成するため、売上金や釣銭等の金銭窃取事案、無賃乗車事案、寸借詐欺事案、酔っ払いの運賃踏み倒しや凶器使用等による強盗事案等の未然防止に努めるとともに、これらの事案が発生した際は、防犯灯の点灯、緊急通報装置の作動を確実に実施するほか、被疑者の検挙及び同種事案の再発防止のため、必ず現場で 110 番通報し、警察官の臨場を求めている被害申告やドライブレコーダーの画像提供を行うなど、捜査協力に努める。

また、タクシーがテロ等の犯罪に利用されることのないよう、車両から離れる場合には短時間であっても必ず施錠するなど、タクシーの盗難被害防止には細心の注意を払う。

なお、東京都都民安全推進本部と「ながら見守り連携事業」の協定を締結している観点から、日常業務を通じて、犯罪認知時の迅速な 110 番通報のほか、子供や高齢者等が救助を必要としている場合には迅速な保護措置を講じるなど、「安全で安心して暮らせる地域づくり」に寄与する。

12. UD タクシーの適正な営業の実現

UD タクシーは、身体に障害がある方のほか、高齢者や妊産婦、子供連れ等の方々が等しく利用できる福祉タクシー車両として導入の促進が図られている観点から、流し営業時に加え、予約時においても、車いす利用の方の運送申し込みに自信をもって対応するため、乗務員が、UD タクシーの構造や機能を十分に理解し、スロープ板等の円滑な操作が行えるよう習熟訓練を繰り返し実施するなど、利用者の期待に応えるための技能向上に努める。

その一方で、乗務員の意見を積極的に汲み上げつつ、関係委員会と協力して、その意見を基にメーカーやディーラー、行政機関、利用者団体等との意見交換を密に行うなど、構造及び機能の改良や改善に関する要望等の意見を積極的に発信する。

七、ハイヤー対策

安全で良質なサービスの提供とハイヤー事業の効率化・合理化や安定的な経営基盤の確立を図るため、次の事業を推進する。

1. ウイズコロナ、アフターコロナの時代に移行する中、新たなハイヤー利用促進に向けた諸対策について、調査・検討を行う。
2. 運賃改定後 4 年間の実績と現状を踏まえた運賃制度について調査・検討を行い、運賃改定に向けて行政との協議を行う。
3. 「働き方改革」について、調査・検討を行い、令和 5 年 4 月からの 1 か月 60 時間超の時間外労働に対する割増賃金率 50%以上への引上げ、令和 6 年 4 月からの時間外労働の上限規制及び改正された改善基準告示の適用等について会員に周知徹底を図る。

4. 需要の増販及び市場（マーケット）の拡大、並びに高品質なサービスの提供等について調査・検討を行う。
5. 環境問題を見据えた今後のハイヤー車両のあり方について調査・研究を行う。
6. 安全管理体制の取組を向上させ、運輸のより一層の安全の確保を図る。
7. 多様化する顧客ニーズに対応した運賃・料金制度の在り方について今後、調査・研究を行う。
8. 羽田空港国内線及び国際線ハイヤー乗り場の円滑な運営・秩序維持を図るための調査・検討並びに街頭指導を行う。

八、ケア輸送対策

高齢社会の進展において、高齢者、障害者の社会参加の観点から安全で安心な移動手段として、福祉タクシーや介護タクシーさらにはユニバーサルデザインタクシーによるケア輸送サービスが広く期待されていることに加え、今後のウィズコロナ対策も踏まえつつ高齢者や障害者、妊産婦等の多様なニーズに対応したケア輸送サービスの提供及びその質の向上を図るため、次の事業を推進する。

1. 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づき、令和2年11月に改正された地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方に配慮しつつ、各自治体における福祉有償運送運営協議会等の場を活用し地域の福祉輸送の現状把握に努め、その問題点、課題について調査研究を行う。
2. 地域における高齢化の状況等を踏まえ、高齢者や身体障害者等移動制約者の社会参加を支援するための新たな制度や、ファーストワンマイルとしてのタクシーのあり方等について、自治体の各種会議体等と連携し課題解決に向けた提案及び情報交換等を行っていく。
3. ユニバーサルデザインタクシー車両の車椅子利用者に係る乗降について、引き続き国土交通省通達の主旨を踏まえ対応するとともに、スムーズな乗車のための社内研修等の実施を継続して推進していく。
4. ユニバーサルデザインタクシーに対する利用者の理解を深めてもらうよう、各事業者において自治体等が開催するイベント等に積極的に参加するとともに、子育て世代にも利用しやすいユニバーサルデザインタクシーの啓発利用促進、行政によるタクシー事業の取組み、課題等についても情報共有を行う。

5. 地方自治体が主宰する福祉有償運送運営協議会に参加するタクシー事業者代表委員の選出、推薦をケア輸送委員会委員を通じて各支部に依頼するとともに、必要に応じ配置の調整及び研修等を実施する。また、各協議会における議事録等についても協会ホームページを活用し、情報共有を行う。
6. 協会にて作成・配布した筆談マーク（耳マーク）及び点字シールの車内表示を引き続き推奨する。

九、総務対策

協会組織の連携、強化並びに災害に備えた対策を講じるため、次の事業を推進する。

1. IT 化構築の推進、協会業務遂行の合理化、効率化を促進するとともに、事務局組織の活性化について検討を行う。
特に、昨年度より開始したリモート会議（ハイブリッド開催を含む）について、ウィズコロナにおいても引き続き定着化を図る。
2. 協会財務の健全化とその維持に努めるとともに、依然として厳しい会員の経営状況を踏まえ、予算、決算の適切な執行を図る。
3. ハイヤー・タクシーに係る税務、保険、各種助成金制度及び交通対策等について政党・東京都・行政機関等への要望活動を推進する。
4. 災害対策の一環として、以下の検討を行う。
 - (1) 甚大な被害が発生した関東大震災から 100 年が経過したことを節目として、災害対策要領及び災害対策マニュアル類の見直しを図る。
 - (2) 人命救助の必要性を重視し、東京消防庁による救命講習の開催を図る。
5. 会員各社に対し、JR 駅構内営業の承認制度について引き続き周知するとともに、車両標識（JR ステッカー）の貼付率向上を図る。
また、都内各所の JR 駅構内タクシー乗り場の視察を行うことにより、駅構内営業の実態を把握し、必要に応じ東日本旅客鉄道(株)東京支社と連携して、入構ルールに基づく乗り場の正常化に努める。
6. 関係省庁の通達をはじめ、各種情報の把握と会員への速やかな伝達に努めるため、以下の検討を行うとともに、関係団体との協調活動を推進する。
 - (1) 昨年度に実施した協会ホットラインメールの開封率向上に向けた取組に対するフォローアップ
 - (2) 令和 5 年 10 月より導入される「インボイス制度」および令和 6 年 1 月より義務化される「改正電子帳簿保存法」に関する情報の速やかな周知

7. 協会活動の円滑化に資するため、雇用対策等の協会決定事項の徹底及び調整を図る。
8. 諸外国とのハイヤー・タクシー事業を通じて提携交流を深め、あわせて業界の発展に資する。
9. 改正タクシー特措法に基づく地域計画に盛り込まれた項目について検討する。
10. 他の委員会に属さない事項

十、適正化事業実施機関

1. 道路運送法第 43 条の 3 第 1 項に基づき、旅客自動車運送事業者に対する巡回指導の実施計画を東京運輸支局と連携をとり綿密に立て、巡回指導を的確かつ公正に実施し、改善を要する事業者には、きめ細かな指導を実施する。
2. 事業者に対する巡回指導を通じ、重大事故を招く飲酒運転、過労運転（薬物使用含む）、速度超過、健康起因事故等の防止対策の推進を事業者及び運行管理者に対し行う。
3. 事業者に対する巡回指導において、コンプライアンス確立に向け、法令及び法令の解釈等の周知徹底を行う。
4. 協会ホームページ内に開設した適正化事業室のページに、業務用資料として関係法令等の改正、通達等を掲載し、随時更新を行う。
5. 指導員としての資質の向上及び情報の収集のため、適正化事業に関係する各種セミナー等を積極的に聴講し、会員の管理業務に必要と思われる情報については、協会ホームページを活用し情報提供を行う。

十一、タクシー活性化プロジェクトチームの活動

新型コロナウイルス感染症対策の充実やウィズコロナの浸透に伴い、国内・国外ともに観光需要が回復傾向にあり、東京観光タクシードライバーの認定を希望する乗務員の増加が想定されることから、本年度においてはより多くの認定研修希望者が受講できるよう開講日数を増やすなど受入体制を整えることにより、コロナ禍で減少した東京観光タクシードライバー認定証の保有者数の回復を図るとともに、コロナ禍中に観光タクシードライバーの活躍の機会がほとんどなかったことを踏まえ、更新研修の見直し等を検討する。

また、受講者から寄せられたアンケートでの意見・要望を取り纏め、今後の研修カリキュラムのブラッシュアップを図る。

十二、新卒・女性ドライバー採用プロジェクトチームの活動

昨年より、新型コロナウイルス感染症に対し感染防止と経済活動の両立から行動制限や水際対策が解除されたことにより、人流も増加傾向にあり需要はコロナ禍前までにほぼ戻っているものの、コロナ禍の3カ年間で約1万人の乗務員が業界から流出し、供給不足によりタクシーが利用しにくい環境下にある。

このことから、若者や女性、更には昨年の二種免許取得要件の緩和に伴う高校性等幅広い年齢層に対し、タクシードライバーの魅力や国民生活に不可欠な公共交通機関としての使命、やりがいを発信するため、労務・広報委員会と連携し、都内ハローワーク等の協力を得て、本年度は次のとおり推進する。

1. タクシードライバーという職業の魅力を効果的に発信するため、昨年度作成した若者向けのチラシ及び小冊子「タクシードライバーの仕事 NAVIGATION GUIDE」のリニューアル版を作成し、都内ハローワークを通じ各大学、高校に対し学内設置やPRを推進する。
2. 都内重点ハローワーク7カ所において、1の若者向けチラシや小冊子をテキストとして「業界セミナー」を開催し、業界の現状やタクシードライバーの魅力について発信する。

十三、女性タクシー経営者の会の活動

今年度は、社会貢献活動、定例会の開催による意見交換、セミナーや視察等から業界が直面している課題を認識し、会員相互の連携と見識を深め、女性がより一層活躍できる職場となるよう情報発信に努める。

令和五年度 収支予算書

{ 自 令和 5 年 4 月 1 日 }
{ 至 令和 6 年 3 月 31 日 }

目 次

I. 収支予算書総括表	1
II. 部門別収支予算書		
1. 一般会計部門	2～3
2. 貸室部門	4～5
3. タックン愛の基金	6

令和5年度 収支予算書総括表

(令和5年4月1日から令和6年3月31日)

(単位 千円)

科 目	一般会計 部 門	貸室部門	タックン 愛の基金	内部取引 消 去	合 計
I 事業活動収支の部					
1.事業活動収入					
①会費収入	274,000	0	0		274,000
②事業収入 計	<u>0</u>	<u>30,400</u>	<u>0</u>		<u>30,400</u>
賃貸料収入	0	30,400	0		30,400
③募金預り金収入	0	0	200		200
④雑収入	800	0	0		800
⑤営業料金預り収入	14,000	0	0		14,000
事業活動収入計	288,800	30,400	200	0	319,400
2.事業活動支出					
①事業費支出	226,200	2,600	0		228,800
②管理費支出	89,300	22,000	1,000		112,300
③営業料金預り支出	14,000	0	0		14,000
事業活動支出計	329,500	24,600	1,000	0	355,100
事業活動収支差額	△ 40,700	5,800	△ 800	0	△ 35,700
II 投資活動収支の部					
1.投資活動収入					
①特定預金取崩収入	53,000	0	1,000	0	54,000
投資活動収入計	53,000	0	1,000	0	54,000
2.投資活動支出					
①特定預金支出	0	0	200		200
②固定資産取得支出	2,000	1,000	0		3,000
投資活動支出計	2,000	1,000	200	0	3,200
投資活動収支差額	51,000	△ 1,000	800	0	50,800
III 財務活動収支の部					
1.財務活動収入	0	0	0		0
2.財務活動支出	0	0	0		0
財務活動収支差額	0	0	0	0	0
IV 予備費支出	10,000	3,000	0	0	13,000
当期収支差額	300	1,800	0	0	2,100
前期繰越収支差額	127,300	110,200	0	0	237,500
次期繰越収支差額	127,600	112,000	0	0	239,600

収支予算書(一般会計部門)

(令和5年4月1日から令和6年3月31日)

(単位 千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1.事業活動収入				
①会費収入	274,000	275,000	△1,000	基本割 (特別区)月額2,000円 (島地区)月額1,000円 ※4・5月分会費免除で算出 車両割(月額台当たり) 1.都区内 恒久車 900円 ハイヤー 500円 福祉タクシー 400円 福祉ハイヤー 400円 2.多摩地区 恒久車 650円 福祉タクシー 300円 3.島地区 200円
②雑収入	800	800	0	受取利息等
③繰入金収入	0	195,000	△195,000	
④営業料金預り収入	14,000	14,000	0	JR駅構内承認車輛数分営業料金
⑤人材確保支援事業預り収入	0	0	0	
事業活動収入計	288,800	484,800	△196,000	
2.事業活動支出				
①事業費支出 計	226,200	231,500	△5,300	
調査研究費支出	6,400	6,400	0	経営指標の資料収集
広報行事費支出	10,000	15,000	△5,000	タクシーの日キャンペーンイベント
広報費支出	20,000	18,000	2,000	事業の理解と認識を得るための諸広報費
特定事業推進費支出	7,500	4,500	3,000	特定事業計画実施費用
運賃改定広報費支出	5,000	20,000	△15,000	運賃改定(羽田定額を含む)に伴うPR・印刷費等
印刷費支出	16,500	11,500	5,000	労務関係図書出版・購入、外注印刷他
回収クーポン支払費支出	2,000	0	2,000	クーポン部門閉鎖に伴うR5.3月分回収額支払
図書費支出	2,500	2,500	0	一般紙・業界紙購読料
渉外費支出	7,100	6,100	1,000	規定による慶弔費等
表彰費支出	1,000	1,000	0	叙勲・表彰等
嘱託費支出	1,700	1,700	0	会計士・弁護士 計2名
会議費支出	7,500	7,500	0	総会・専門委員会等
諸負担金支出	57,800	57,300	500	全タク連他諸団体会費
報酬給料支出	62,000	60,500	1,500	職員10名(適正化事業含む)
法定福利費支出	11,000	10,800	200	社会保険料事業所分
福利厚生費支出	600	600	0	懇親会補助等
通信費支出	4,200	4,700	△500	電話・文書郵送料
旅費交通費支出	3,100	3,100	0	会議出張・通勤定期代
雑費支出	300	300	0	雑支出

(単位 千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
②管理費支出 計	89,300	88,100	1,200	
役員報酬支出	32,000	32,000	0	役員3名
報酬給料支出	26,500	25,500	1,000	職員5名
法定福利費支出	8,800	8,600	200	社会保険料事業所分
福利厚生費支出	400	400	0	懇親会補助等
修繕費支出	1,000	1,000	0	建物修繕等
什器備品費支出	500	500	0	什器備品購入
租税公課支出	2,000	2,000	0	固定資産税等
通信費支出	1,200	1,200	0	電話・文書郵送料
旅費交通費支出	2,500	2,500	0	会議出張・通勤定期代
消耗品費支出	600	600	0	封筒他消耗品代
事務用消耗品費支出	500	500	0	事務用文具代
水道光熱費支出	1,300	1,300	0	電気・冷暖房料
保守管理共益費支出	8,200	8,200	0	共益費・清掃費
駐車場使用料支出	3,500	3,500	0	B1駐車場借用9台分
諸手数料支出	300	300	0	振込手数料等
③営業料金預り支出	14,000	14,000	0	JR駅構内承認車輛数分営業料金
事業活動支出計	329,500	333,600	△4,100	
事業活動収支差額	△40,700	151,200	△191,900	
Ⅱ 投資活動収支の部				
1.投資活動収入				
①特定預金取崩収入	53,000	0	53,000	特別基金引当預金取崩
投資活動収入 計	53,000	0	53,000	
2.投資活動支出				
①特定預金支出	0	195,000	△195,000	特別基金引当預金へ積立
②固定資産取得支出	2,000	12,000	△10,000	
投資活動支出 計	2,000	207,000	△205,000	
投資活動収支差額	51,000	△207,000	258,000	
Ⅲ 財務活動収支の部				
1.財務活動収入	0	0	0	
2.財務活動支出	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
Ⅳ 予備費支出	10,000	10,000	0	
当期収支差額	300	△65,800	66,100	
前期繰越収支差額	127,300	154,700	△27,400	
次期繰越収支差額	127,600	88,900	38,700	

収支予算書(貸室部門)

(令和5年4月1日から令和6年3月31日)

(単位 千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1.事業活動収入				
①貸貸料収入	30,400	30,400	0	1.交通共済(坪15,000円) 年額 14,800千円 2.伊勢半(坪15,800円) 年額 15,600千円
事業活動収入計	30,400	30,400	0	
2.事業活動支出				
①事業費 計	2,600	2,500	100	
印刷費支出	100	100	0	総会資料印刷代他
渉外費支出	600	500	100	交際渉外費
嘱託費支出	100	100	0	
会議費支出	600	600	0	諸会議費
報酬給料支出	800	800	0	} 収益事業に係わる 人件費配賦額
法定福利費支出	200	200	0	
福利厚生費支出	100	100	0	
雑費支出	100	100	0	雑支出
②管理費支出 計	22,000	21,900	100	
役員報酬支出	3,500	3,500	0	} 収益部門の管理に 係わる人件費配賦額
報酬給料支出	1,500	1,500	0	
退職給付支出	0	0	0	
法定福利費支出	800	700	100	
福利厚生費支出	100	100	0	
保険料支出	100	100	0	建物火災保険料
修繕費支出	1,000	1,000	0	建物設備等
租税公課支出	12,000	12,000	0	法人税・固定資産税等
通信費支出	100	100	0	電話・文書郵送料
旅費交通費支出	100	100	0	会議出張・通勤定期代
消耗品費支出	100	100	0	封筒他消耗品代
事務用消耗品費支出	100	100	0	事務用文具代
水道光熱費支出	100	100	0	電気・冷暖房料
保守管理共益費支出	800	800	0	共益費費用配賦分
駐車場使用料支出	1,200	1,200	0	B1駐車場借用3台分
諸手数料支出	500	500	0	諸手数料
③繰入金支出	0	0	0	一般会計部門へ
事業活動支出計	24,600	24,400	200	
事業活動収支差額	5,800	6,000	△200	

(単位 千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
Ⅱ 投資活動収支の部				
1.投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2.投資活動支出				
①固定資産取得支出	1,000	10,000	△9,000	
投資活動支出計	1,000	10,000	△9,000	
投資活動収支差額	△1,000	△10,000	9,000	
Ⅲ 財務活動収支の部				
1.財務活動収入	0	0	0	
2.財務活動支出	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
Ⅳ 予備費支出	3,000	3,000	0	
当期収支差額	1,800	△7,000	8,800	
前期繰越収支差額	110,200	108,900	1,300	
次期繰越収支差額	112,000	101,900	10,100	

収支予算書(タツくん愛の基金)

(令和5年4月1日から令和6年3月31日)

(単位 千円)

科 目	予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1.事業活動収入				
①募金預り金収入	200	200	0	会員からの募金預り金
事業活動収入 計	200	200	0	
2.事業活動支出				
①事業費 計	0	0	0	
②管理費支出 計	1,000	1,000	0	
寄付金支出	1,000	1,000	0	寄付金(寄付先は総務委で審議)
事業活動支出計	1,000	1,000	0	
事業活動収支差額	△800	△800	0	
II 投資活動収支の部				
1.投資活動収入				
①特定預金取崩収入	1,000	1,000	0	寄付金支出のための取崩額
投資活動収入 計	1,000	1,000	0	
2.投資活動支出				
①特定預金支出	200	200	0	募金預り分を特定預金へ
投資活動支出 計	200	200	0	
投資活動収支差額	800	800	0	
III 財務活動収支の部				
1.財務活動収入	0	0	0	
2.財務活動支出	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出	0	0	0	
当期収支差額	0	0	0	
前期繰越収支差額	0	0	0	
次期繰越収支差額	0	0	0	